出

先機 関 土地立入の通知...... 農地を利用する権利の設定の裁定申請......

(構造政策課)

:

껃

理

課

:

Ħ.

道路の区域の変更.....

(道

路

課)

:

三

同

公

告

指定病院の指定...... 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院 に診察を行わせることができる精神科病院の認定...... 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師 サービス事業の廃止の届出...... 介護保険法による指定介護予防サー ビス事業者の介護予防 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退... 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス

(障害福祉課)

:

 $\equiv$ 

同

 $\underline{-}$ 

同同

: :

(

雑

報

平成二十八年度調理師試験の実施について.....

(保健衛生課) ...

六

土地改良区の役員の就任及び退任......

県中

民地

局域

:

Ħ.

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

保高

険福

課祉

:

藤雄大 三丁目一〇の二 養管理	仕	ュフ#	会法社	ㅈ슫	泰医	氏名	<b>л</b> ь:
Tan	佐 藤 雄 大	がア式 い子会 マ社	人会 仁福	's企画社	人療 会法	称	指定居宅
本	一三丁目一〇の二 日一〇の二	一 代沢五丁目二の 東京都世田谷区	一同戸 〇心郡 町三 字戸	の二市穂並	目市 一の井 二五西	在たる事は務	
のニー ・	指養居 導管宅 理療	指養居 導管宅 理療	所	護訪問介	シテハ通 ョ ビ所 ンーリリ	の	ı
の 田三丁 田三丁 田三丁 田三丁 田三丁 田三丁 田三丁 田三丁	科ク エ ア	局ん	三ほセサ老 戸ほンー えタビデ みースイ	ンテー マーショ ス	クク戸泰医 リ新人療 ニ井会法 ッ田八人		行居 宅 うサ-
- 元 - 元 - 元 - 元 月 月 上 日出の   - 元 - 元 - 元 - 元 年廃 月 月	の田弘 二丁市 十二丁 日一字富	○の一二町一	子町	三和 の田 二市	丁市 目新 一井	在	事ビス業事
三	示	<del>-</del>			<b>示・一・</b> 記	月	止
七 二 二	₹	:::- ::::		"	<b>示</b> ・成 ・ 元 元	年月日	 廃 止

青森県告示第百六十六号

第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、 次の指 同法

平成二十八年三月九日

告

示

目

次

示

# 青森県告示第百六十七号

第八十五条第二号の規定により公示する。 定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八十二条第二項の規定により、次の指

平成二十八年三月九日

青森県知事 三 村 申

吾

<b>元平</b> ・成 ・ 元	<b>三平</b> ・成 一 三	二丁目一の二五八戸市新井田西	タ支居リ新 ー援宅二井 セ介ッ田 ン護クク	二丁目一の二五八戸市新井田西	泰医 奈 奈 会 人 会 人
年月日	年届 月日	所在地	名称	所 在 地	名称
廃 止	国廃 止 出の	護支援事業を行う	事居宅介護	指定居宅介護支援事業者	指定居宅

# 青森県告示第百六十八号

五条第二号の規定により公示する。 お条第二号の規定により公示する。 おいっぱ (平成九年法律第百二十三号) 第百十三条の規定により次のの二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定に健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第百三十条

平成二十八年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

示 示 示	示· · · · ·	_	一平井町町	腸白 病生 院会 胃	町二八の原介	白題生態会治
	戊	原市字中	五所川	医療法人	互折川京市学也	医療去人
	年月日	在地	所	名称	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又は
	届辞 退 出の	療施 設	· 養 · 型 · 医	介護療	設 番瀬田 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	開定介護療

# 青森県告示第百六十九号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次

平成二十八年三月九日

書	
青森県知事	
Ξ	
村	

申

吾

t -[1] -tt[1	二六 1・1	の二一 田三丁目一〇 二一目一〇富	歯ス 科ク エ ア	理療防介 指養居護 導管宅予	ー 三丁目一〇の二 引前市大字富田	佐 藤 雄 大
六・三	<u> </u>	○の一二町一	薬局まち	理療防介 指養居護 導管宅予	一 代 沢 五 丁 目 二 の 区	み フ ド 式 く く 社 て 社
"	二八・ 一・   九	町三の二・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ンほなみ アーショス	介防介 護訪護 問予	一	合同会社 合同会社
<b>示・</b> 元・ 二・ 元	兲 → 一 三	二五 西二丁目一の 八戸市新井田	クク戸泰医 リ新人療 ニ井会法 ッ田八人	シリリ防介 ョテハ通護 ンービ所予	二丁目一の二五八戸市新井田西	泰医 条 条 人 会 人
年月日	年届月 日出	所 在 地	名称	種ビ 類ス の	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称又は 名は
·····································	議廃 止 出の	行う事業所	事介 業護 を予	防介 サ護 ー予	事 業 者指定介護予防サービス	事指定介護

## 青森県告示第百七十号

できる精神科病院を次のとおり認定した。十一条第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることが、特神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号) 第二

## 平成二十八年三月九日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

青医 南療 病法 院人	会成一 病会般 院 社 弘団	名
青仁会	前法 愛人 成愛	称
の 三市 大字	弘前市大字	所
田面木字	北園一丁	在
赤坂一六	目六の二	地
平成六・	平成六	認定年月日
型 •	<u> </u>	月日
平成三・三	平成三・三三	認定期限
	院 の三 アルラー アルス・コード アルス・コード アルス・コード アルス・カー アルス・コード アルト	院 の三 「一本大字田面木字赤坂一六」 平成三、『・一 平成三、前愛成 弘前市大字北園一丁目六の二 平成三、『・一 平成三図法人愛

青森県告示第百七十一号

十三条の七第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号) 第三

平成二十八年三月九日

名

称

所

在

地

指定年月日

指 定

期 限 青森県知事 Ξ 村 申

吾

松平病院社会医療法人	青南病院 医療法人青仁会	会病院 成会 弘前愛成 一般社団法人愛
七八戸市大字新井田字出口平一	の三ハ戸市大字田面木字赤坂一六	弘前市大字北園一丁目六の二
平成六• 严 一	平成六。	平成六・ピー
平成三・	平成三・	平成
<b>≓</b> <b>≡</b>	三三	= =

青森県告示第百七十二号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年四月八日まで青森県県土整備部

平成二十八年三月九日

道路課において一般の縦覧に供する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

( 3	)平成	28年3	月9日	水曜
	2	,	1	番図号面
		ļ J		種道 路 類の
 線		石線		路線名
中津軽郡西目屋村大字大秋字沢田六五の五	中津軽郡西目屋村大字田代宗	平川市町居山元一二九の一まで	平川市新館後野八〇の一から	变更
子沢田六五の	字稲元二  八の二から	まで	b	Ø ⊠
の五一まで	八の二から			間
後	前	後	前	前変 後更 別の
七七・〇〇メートルまで	三五・三〇メートルまで	二四・五〇メートルまで	□三・○○メートルまで	敷地の幅員
一、一四五・五〇メートル	一、一四五・五〇メートル	八三一・六〇メートル	八三一・六〇メートル	敷地の延長
				備考

青

3

県 道 車町場線 貿停 平川市町居山元九七の一から 平川市町居山元九七の一まで

前

一三・一〇メートルまで七・六〇メートルから

一二・六〇メートル

公

告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。 農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同 農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四十三条第一項後段の規定により、

平成二十八年三月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

地番、地目及び面積

申請に係る農地の所在、

九、三七七	畑	三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山三一
七、七六二	畑	三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山三〇
111、三0七	畑	三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山二九
二五、〇二三	畑	三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山二八
一四、三三六	畑	三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山二六の一
<u> </u>	畑	三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山二三の五二
六三四	畑	三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山二三の五一
面積 (平方メートル)	地目	所在及び地番

	1	
三戸郡五戸町古		後
,町大字倉石石沢字柴山三二		二〇・七〇メートルまで七・六〇メートルから
畑		=
二 二、五		一・六〇メートル
五八六		

申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見

Ξ 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の 裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

額

兀

〇円	五年	平成二八年四月
借賃に相当する補償金の額	存続期間	農地を利用する権利の始期

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。 提出期限

五

意見書の提出

平成二十八年三月二十三日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

記載事項

意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

 $(\equiv)$ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

意見の趣旨及びその理由

(五) (24)

その他参考となるべき事項

Ξ

立ち入ろうとする土地の区域

## 土地立入の通知

があったので、同条第四項の規定により公告する。律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、土地収用法(昭和二十六年法

平成二十八年三月九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

事業の種類

北海道新幹線建設工事及び附帯工事

蓬東	市							
津田田	町							
四   軽	村							
村郡	名							
蓬	大							
	字							
田	名							
蓬田山	字							
	名							

## 立ち入ろうとする期間

青

森

兀

県

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

七項の規定により公告する。瀬堰土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、長

平成二十八年三月九日

区役 員 別の	
氏	
名	
住	
所	
の 年 月 日	

中南地域県民局長

藤

岡

正

昭

"	"	監	"	//	//	"	"	//	"	"	"	理	"	//	監	"	//	"	"	"	"	"	"	"	理
		事										事			事										事
五十嵐	山本 勝義	齊藤 秀明	笹慎一	大瀬豊	吉崎 金男	佐藤 克郎	小山内	齋藤 健作	花田昇	木村 久榮	佐藤修	福島彰	五十嵐	椛澤 善則	齊藤 秀明	笹慎一	石戸谷	石戸谷	佐藤 克郎	小山内	髙谷 正徳	花田昇	木村 久榮	佐藤修	福島彰
昇	莪	坍			屴	即	保	1/F		栄	_		昇	則	坍		満	久	即	保	偲		栄	_	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	弘
大字石渡三丁目一一の七	大字土堂字長瀬七三の二	大字一町田字村元六六一の二	大字蒔苗字福岡六の一	大字船水三丁目一一の一五	大字外瀬一丁目七の二	大字藤代四丁目二の六	大字土堂字長瀬八三	大字高屋字本宮四八三の一	大字熊嶋字豊田二六八の一	大字一町田字浅井四七二の一	大字真土字東川二四一	大字駒越字高田一一の三	大字石渡三丁目一一の七	大字高屋字本宮五三二の二	大字一町田字村元六六一の二	大字蒔苗字福岡六の一	大字浜の町東五丁目三の八	大字浜の町東五丁目一の二	大字藤代四丁目二の六	大字土堂字長瀬八三	大字高屋字安田一七六の一一	大字熊嶋字豊田二六八の一	大字一町田字浅井四七二の一	大字真土字東川二四一	弘前市大字駒越字高田一一の三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一一   一   平成   一   二   二   元   元   元   元   元   元   元   元   元   元

雑

報

# 平成28年度調理師試験の実施について

委任された調理師試験について、次のとおり実施する。 調理師法 (昭和33年法律第147号) 第3条の2第2項の規定により青森県知事から

平成28年3月9日

公益社団法人調理技術技能センター 理事長 宇熱宮 久筱

## 試験の日時及び場所

=

平成28年10月8日 (土曜日) 午後1時30分から午後3時30分まで

2

青森県観光物産館アスパム(青森市安方一丁目1番40号)

受験申請書の配布期間及び配布場所

報

2

県

配布期間

平成28年5月16日 (月曜日) から6月27日 (月曜日) まで

配布場所

森

青森県健康福祉部保健衛生課

青

健所は含みません。) 県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(県内各保健所。ただし、青森市保

公益社団法人調理技術技能センター

受験申請書の受付日時及び場所

ω

 $\Box$ 一般郵送受付

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 平成28年5月16日 (月曜日) から6月27日 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて (月曜日)まで(同日消印有効) JACCビル5幅

2 団体窓口受付 (5 名以上で、電話連絡が必要)

午後5時まで 平成28年5月16日(月曜日)から6月27日(月曜日)までの平日の午前9時か

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

## 受験資格

 $\widehat{\Box}$ 赵

- 資格を有する者 (中学校卒業以上の者) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学
- は厚生労働大臣が同等と認める者 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又

2

かつ1日6時間以上)に従事した者 調理師法施行規則第4条に定める施設で、 2年以上調理業務 (原則週4日以上

受験手数料

5

6,100円

合格発表の日時等

6

 $\Box$ 

四平

揭示場所

2

平成28年11月30日 (水曜日)

青森県庁東側掲示板及び県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示板(県 公益社団法人調理技術技能センター掲示板

内各保健所。ただし、青森市保健所は含みません。)

3 ホームページ

http://www.chouri-ggc.or.jp/ 公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

問い合わせ先

 $\equiv$ 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03 (3667) 1815

青森県健康福祉部保健衛生課

2

電話 017 (734) 9213

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

毎週月・水・金曜日発行